

公共料金等専門調査会報告の概要

資料 1 - 1

○本報告の位置づけ

⇒消費者基本計画(施策番号67-2②③※)の進捗を踏まえてとりまとめたものであり、これまでの専門調査会での議論等から得られた課題を示したもの。

※②：公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保
③：料金妥当性を継続的に検証する方法の検討と実施

○取り組むべき課題と検討すべき論点

消費者参画の実質的な確保に向けた課題

〔消費者委員会が、所管省庁の取り組みをフォローアップ〕

- ・審査要領や料金改定申請を**検討・審議する場合は、外部有識者を中心として構成。また、原則公開とし透明性を確保。**
- ・また、その場で、消費者が直接意見を表明できる**機会の確保が必要。**
- ・公聴会や消費者の意見聴取会を**原則開催。**
- ・消費者庁は、**所管省庁との協議の際に、所管省庁の取組み状況を検証。**
- ・物閣付議案件について、**消費者庁は、検証ポイントを作成し、所管省庁は、それへの考え方を公表。**
等（※電気料金を優良な事例と位置づけ）

料金適正性の確保に向けた論点

〔まずは、消費者委員会自ら事実関係や検討に資する材料を整理、庁を含む関係省庁は積極的に協力〕

- ・総括原価方式における**事業報酬算出の在り方**についての検討
- ・**料金妥当性の継続的な検証の在り方**についての検討（指標の設定や検証の頻度等）
- ・**現世代消費者と将来世代消費者間の費用負担の在り方**についての検討（インフラ維持費用等）
- ・**公共料金政策の国際比較**についての検討（自由化された公共料金における「自由化に至るまでの間の料金規制における消費者への配慮等）

決定過程の透明性、消費者参画の機会、料金の適正性を、一層確保